

株式会社ネオマルス

「有料職業紹介事業における返戻金制度に関する事項」

当事業所は、紹介した人材が、1 か月未満で自己の都合により退職した場合は、紹介手数料の 50%相当額を返金する返戻金制度を設けています。

以上